

## 制度会計の課題

### 一 制度会計とは何か

会計学の領域は、従来一般に財務会計 (financial accounting) と管理会計 (management accounting) とに大別されている。前者は、株主、債権者など企業外部の利害関係者に対する報告を目的とする会計すなわち外部報告会計であり、後者は、企業内部の経営管理者に対する報告を目的とする会計すなわち内部報告会計である。これは単に報告対象が企業外部者か内部者かという違いだけではない。計算基準が異なるのである。

前者の場合、その報告手段は財務諸表であり、その作成基準として会計原則とか法律の規定がある。これに対し後者は、経営者の意思決定や業績管理に役立つことを

中 村 忠

目的としているので、その必要に応じて適宜な内容と様式の情報が提供されるのであって、外部からの規制は全く存在しない。そこで最近ではコンピュータの利用や各種の新しい分析手法の開発によって、この領域の研究は飛躍的な発展をとげている。したがって財務会計と管理会計のへだたりは、いっそう大きくなったように思われる。さて本稿で取りあげる制度会計というのは、上述の財務会計の一部である。もともとこれは学術用語ではなく、ほぼ同じ時期に造られた情報会計に対応するものとして用いられている（したがって両者ともこれに相当する外国語はない）。しかし両者とも急速に普及して学界の公用語になり、たとえば日本会計研究学会においても昭和四六年に制度会計特別委員会を設置したほどである。

にもかかわらず、制度会計とは何かとなると、その定義は確立されていない。ただ一般的には法律制度と結びついた会計、つまり法律の規定に組込まれた会計と理解されている。

企業会計に関する主要な法律は、商法、証券取引法および税法である。したがって制度会計は、商法会計、証券法会計および税法会計に分けることができる。その中で中心的な地位を占めるのは商法会計である(以下、本稿では税法会計には触れないことにする)。

(注) 念のためにすべておろくが、制度会計、情報会計は財務会計、管理会計に対応するものではない。情報会計の定義もあいまいであるが、これは法律制度にとられないで、企業の情報利用者に適切かつ有用な情報を提供することを目的とする会計である。したがって財務会計、管理会計の双方にかかわるのである。

## 二 商法会計と証券法会計

上述のように制度会計を法律に結びつけた会計と規定するならば、それはわが国でも昔から会計学の重要な一部分をなしてきた。しかしそれを一つの独立した領域として扱うことはなかった。ところがドイツでは早くから

この領域が開拓されており、多くの文献が出て<sup>(1)</sup>いる。

わが国でも一部の会計学者によりドイツ商法典や株式法の計算規定が研究された<sup>(2)</sup>が、日本の商法の計算規定については、ドイツにおけるようにまとまった研究はなかった。戦前のものでは、商法の立場から書かれた田中耕太郎博士の『貸借対照表法の論理』(昭和十九年)が、ほとんど唯一の文献であったといつてよいであろう。計算規定——ドイツ流に言えば貸借対照表法(Bilanzrecht)——の研究は、商法学の中でも特殊な領域とされていたからである。

しかし戦後は、昭和二五年の商法改正によりアメリカにならって授權資本や無額面株式の制度が導入され、法定準備金が利益準備金と資本準備金に分けられ、法定準備金の資本組入、株式配当、株式分割などの規定が新たに設けられ、繰延資産の範囲も拡大されるなど、制度会計の素材が豊富になったことにより、この領域の会計学的研究が盛んになった。その典型が資本会計論である。

また戦後には制度会計として全く新しい領域が生まれた。それは証券法会計である。昭和二三年に証券法が制定され、公開会社に対して商法とは別に詳しい経理内容

の開示が要求された。しかも単に開示するというだけでなく、その内容について公認会計士の監査証明を付したものでなければならぬとされ、そのために財務諸表の本身については「企業会計原則」が作られ、様式については財務諸表規則が制定された。これは文字どおり画期的なことであり、証取法会計は戦後のわが国会計学の中心になったといつてよい。商法の計算規定は昭和二五年に拡充されたとはいえ、計算書類の体系や資産評価の規定は昭和一三年に改正されたままであったため、実践規範としてきわめて不備だったからである。したがって「企業会計原則」は実践規範として強い影響力をもち、商法に対する指導性を誇った。

ところが昭和三七年に商法の計算規定に画期的な改正が施され、商法は実践規範としての地位を回復した。そしてさらに改正法の施行される直前の三八年三月三〇日に、法務省は法の委任にもとづいて「株式会社への貸借対照表及び損益計算書に関する規則」(通称「計算書類規則」)を制定し、四月一日から施行した。

改正商法および計算書類規則は、「企業会計原則」の内容をかかなりの程度まで採り入れたのであるが、重要な

点で食い違いを残した。商法改正および計算書類規則の制定にあたって会計学界の代表は、その審議に参加したのであったが、その主張は全面的には容れられなかったのである。

その結果、二つの制度会計が対立することになった。しかし商法は基本法であるため、証取法会計は商法に違反することは許されない。そこで「企業会計原則」と財務諸表規則の改正が行なわれた(いずれも三八年一月)。「企業会計原則」を修正した企業会計審議会は、その「前文」において修正の事情を次のようにのべている。

「会計原則は会計処理の妥当性に関する規範であるから、商法の計算規定および税法における課税所得の算定に関する諸規定と密接な関連をもっているが、商法は債権者保護その他の見地から、法的に必要な範囲において会計に関する諸規定を設け、また、税法は課税所得の決定に関する根拠を明らかにするために会計諸基準について種々の規定を設けている。従って、会計原則は法的規範たるこれらの諸規定とは立場を異にするが、基本的にはその間に一致点が見い出されなければならないものである。……」

(39) 制度会計の課題

商法の計算規定は、いまだ企業会計原則と矛盾する部分を残しているので、この部分については、商法が強行法規たることに鑑み、企業会計原則を修正しなければならぬことになったのである。」

しかし、そうのべていながら実際には商法への完全な調整は行なわれなかった。特に計算書類規則との調整は、ほとんど行なわれなかった。商法学者や法務省の当局者が参加している企業会計審議会で、なぜそのような中途半端な修正が認められたのか不思議なほどである。

それにくらべると財務諸表規則のほうは計算書類規則を無視することができなかった。しかし「企業会計原則」を基礎にした従来の体系を崩さないで商法に合わせたいため、改正財務諸表規則は複雑な内容になったことはやむを得ない。

かくて財務諸表の内容については商法と「企業会計原則」とに食い違いがあり、様式についても計算書類規則と財務諸表規則に食い違いがあるまま、公開会社は内容的に異なる二組の財務諸表を作って、一方は株主総会へ提出してその承認をうけ、他方は公認会計士の監査証明をつけて大蔵大臣へ提出するという変則的な方式がとら

れることになった。恐らく関係者の誰もが不満を感じながら、それをどうすることもできなかった。

このような膠着状態を打開するための第一弾を放ったのは法務省であった。法務省はかねてから株式会社監査制度の充実を考えており、その方法として大会社に対し公認会計士監査を商法に導入することにしたのである。つまり会計士監査によって監査役監査を補強しようというのである。法務省はこの方式の採用にふみ切る前に、種々の代案を考えたようであるが、結局、西ドイツ方式を採ることにしたわけである。「株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案」としてこれが公表されたのは四三年九月であった。

この「試案」が制度化されるためには商法と「企業会計原則」、計算書類規則と財務諸表規則が完全に調整されなければならない。従来のように一方では商法の計算規定と計算書類規則にもとづいて財務諸表を作り、それを監査役が監査し、他方で「企業会計原則」と財務諸表規則にもとづいて財務諸表を作り、それを公認会計士が監査するという二元監査を一本化することが目的だからである。

(1) たゞしば次のようなものがある。

(1) Adler, Düring u. Schmalz, Rechnungslegung und Prüfung der Aktiengesellschaft, 1938.

(2) Hans Trumpler, Die Bilanz der Aktiengesellschaft, 1937.

このうち(1)は一九六五年の株式法改正にもとづく改訂版(第四版、全三巻)が出ている。第一巻(一九六六年)は計算、第二巻(一九七一年)は監査、年度決算書等の確定および承認、第三巻(一九七二年)はコンツェルンの計算と監査を扱っている。また(2)は一九五〇年に改訂版が出ている。

(2) たゞえば、上野道輔著「新稿貸借対照表論上巻」、昭和十七年、第一章。

### 三 「企業会計原則修正案」

この作業は、まず商法と「企業会計原則」の調整から始められた。企業会計審議会は四四年二月からこの作業にとりかかり、同年一二月にその結果をまとめて答申した。「企業会計原則修正案」がこれである。

調整とはいへ、その内容はほとんどが「企業会計原則」の商法への歩み寄りであり、商法の改正を求めたのはただ一カ所、支配会社が所有する従属会社株式で取引所の

相場のあるものについて低価基準を適用しないこととする点(商法二八五条の六第二項の改正)だけであった(この要請は後に法制審議会において受けいれられ「商法修正案要綱」に盛りこまれた)。

審議の過程では、引当金に関する二八七条の二の改正を求める意見や、新たに「本法に定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による」旨の包括規定を設けて欲しいという意見が会計学者の委員から強く主張されたが、いずれも採用されなかった。ただ後者については、後に法制審議会が企業会計審議会の要請を受けいれて商法総則に「商業帳簿の作成に關する規定の解釈については、公正な会計慣行を斟酌しなければならぬ」旨の規定を設けることにより、きわめて不十分な形で採用されたといえる(これについては後に触れる)。

「修正案」は、証取法会計を商法会計の枠内にはめこむことによって、二つの制度会計を一本化しようとしたものである。もちろん、それだけではなく現行「企業会計原則」の不備を改めている。しかし審議会内部の事情により、修正は最小限にとどめられた。「企業会計原則」

の社会的信頼をゆるがせないために、できるだけ現行のものを修正したくないという保守的な意見が根強かったからである。

商法および計算書類規則との関係で「修正案」が従来の指示を改めた主要な点は次のとおりである。<sup>(1)</sup>

(1) 継続性の原則の適用について従来よりも若干ゆるめたこと（一般原則五の後段を削除し、注解3を設けた）。

(2) 「その他の資本剰余金」を実質的に撤回したこと（注解2、注解24）。

(3) 当期業績主義損益計算書を包括主義損益計算書に改めたこと（損益計算書原則1）。

(4) 特定引当金に関する指示を新設したこと（注解14）。

(5) 繰延資産を貸借対照表上で独立の区分とし、その償却基準を商法に合わせたこと（貸借対照表原則二、四（一）C、五）。

(6) 取引所の相場のある有価証券で従属会社の株式以外のものについて低価基準の適用を認めたこと（貸借対照表原則五B）。

簡単な説明を加えると、(1)は会計処理の原則または手

続の継続的適用に関し、従来は「正当な理由」なしに変更することは認めないという非常に厳格な態度をとっていたのに対し、これをゆるめて「いったん採用した会計処理の原則又は手続について重要な変更が行なわれた場合には、変更が行なわれた旨及びその変更が財務諸表に与えている影響額を当該財務諸表に注記しなければならぬ」とした。これは継続性の原則が会計数字の期間的比較可能性を保証することにあるという立場を採ったからである。「正当な理由」といっても判断はむずかしいし、また商法上も一般に認められた会計処理の原則または手続相互間の変更は認められると解釈されているからである。

(2)は、国庫補助金、工事負担金など商法上の資本準備金以外の資本剰余金（「その他の資本剰余金」）を事実上あきらめたことである。国庫補助金等の資本剰余金性については従来から会計学者の間でも異論があり、これを基礎づける論拠は弱いことを認めざるを得ない。商法や税法は最初からこれらの資本剰余金性を否定している。そこで「修正案」は、これらが資本剰余金であるとする従来の立場を一応は守りながらも（注解19）、圧縮記帳

を認め、また利益として扱うことを認めることにより、  
 実質的に従来の主張を放棄した。

(3)は、従来独立の財務表としてきた利益剰余金計算書を損益計算書に吸収したのであり、財務諸表体系の変更を意味する。一部の人はこの修正を軽く扱い、従来の損益および利益剰余金結合計算書にほかならないとみているが、そうではない。従来の結合計算書は当期業績主義損益計算書に利益剰余金計算書を結びつけたものであるが、「修正案」の損益計算書は、包括主義の損益計算書に未処分利益の増減計算を結合させたのであって、期間利益の概念が違ふことを見のがしてはならないのである。

(4)は、商法二八七条の二の引当金が利益留保性の「引当金」を認めるとする解釈を前提にして、それら特定引当金繰入額または取崩額を損益計算書および貸借対照表においていかに扱うべきかを指示したものである。本来ならば商法の規定そのものを改正すべきなのであるが、それは現在のところ不可能なので、その枠内で会計的に筋のおおる処理を指示したのである。すなわち特定引当金繰入額または取崩額は期間利益の構成要素から除外し

て未処分利益の増減項目とし、また貸借対照表では負債の部に特別の区分を設けて記載させることにした。これは制度会計にふさわしいきわめて現実的な解決だとみてよいであろう。

(5)は、従来、繰延資産と長期前払費用をいっしょにして繰延勘定という大区分を設けていたのに対し、繰延資産を独立させ、長期前払費用を固定資産に含めることにしたのである。これは計算書類規則に合わせるためである。また個々の項目の償却についても商法の規定に合わせて「各事業年度に均等額以上を配分しなければならぬ」とした。しかしこれらは実質的にそう大きな意味をもつものではない。

(6)は、商法が取引所の相場のある有価証券については、たとえ企業が長期目的で保有するものであっても低価基準の適用を認めるのに対し、従属会社株式だけは外見にも長期目的で保有していることが明らかであるから、低価基準を適用しないことを指示したのである。会計的には精いっぱい妥協をしたわけである。

以上が「修正案」の主要な修正点である。またこのほかにも従来「贈与によって(有形)固定資産を取得した

場合には、公正な評価額による」と指示していたのを「修正案」は削除した。この削除は何を意味するのか。

商法上は、無償取得資産は簿外とするという解釈が有力である。会計的には公正な評価額によって資産に計上すべきであるが、そうするとこれに見合う収益が計上されなければならない。それは困る。そこで「修正案」は、これについて触れないことにしたのである。これは一種の責任回避である。しかしその根底には商法流に簿外とすることを認めようとする意識が働いている。無形固定資産については、一部に反対はあるにせよ、無償取得した場合は簿外にするというのが会計学上の多数説である。では流動資産を無償取得した場合はどうか。収益認識の一般原則である実現主義の見地からは、当座資産を無償取得したら当然計上されなければならない。しかし棚卸資産の場合は簿外という解釈が出てくる。したがって取得した資産の種類によって処理の基準が異なってくる。それでよいのか。まだ結論は出ていない。

さて、「修正案」が公表されるや多くの専門家がこれに対し論評を加えた。私は「修正案」の原案作成およびその後の審議に加った関係もあって、それらの論評を注

意してみたが、概していえば、会計学者からは強い不満が表明された。現行の「企業会計原則」にくらべてあまりに商法寄りだといふのである。もともと商法と合わせるために修正したのであるから、商法寄りになったのは当然である。それを非難する人たちは、大きく分けて二つのグループから成っている。一つは「企業会計原則」を企業会計の指導原理と考える人たちであり、もう一つは現行の「企業会計原則」をあたかも金科玉条のように考え、これを崩すような修訂にも反対という人たちである。もちろん重要なのは前者の人々の主張である。たとえば、黒沢清教授は次のようにいう。

「商法の計算原理が、矛盾をもっているとき、これを改めることを勧告することは、企業会計原則の固有の役割である。このような役割をもたない企業会計原則はナセンスであるといわなければならない。企業会計原則が、単なる法令追随主義に陥ったとき、その死を意味するといつてもいいすぎではない。」<sup>(2)</sup>

たしかにそれは一つの考え方であろう。しかしそうであれば「企業会計原則」は実践規範ではないから、制度会計における財務諸表の作成基準なり監査人の判断の基



準にはなりえないことになる。<sup>(3)</sup> また昭和三八年の「企業会計原則」の修正にあたり、その前文で企業会計審議会が「商法の計算規定は、いまだ企業会計原則と矛盾する部分を残しているので、この部分については、商法が強行法規たることに鑑み、企業会計原則を修正しなければならぬことになったのである」とのべたのはウソであったことになる。

私は、この前文を重視したい。そして「修正案」は、この前文にのべられたことを実行したにすぎないと考えている。三八年の修正は中途半端だったからである。

もちろん、私も商法の計算規定が会計学におかしければ、その欠陥を指摘して改正を勧告することは会計専門家<sup>(4)</sup>のぜひやらなければならないことだと思ふ。しかし「企業会計原則」がそれをすべきか、いやできるかどうかについて疑問をもっている。だいたい企業会計審議会は会計学者だけでなく、商法学者、法務省、大蔵省、経団連、公認会計士協会および証券取引所の代表で構成されているのであって、企業会計の問題について各界の代表がそれぞれの立場で意見をのべ、議論をして制度としての基準をまとめてゆく大蔵大臣の諮問機関なのである。

したがってそれは実践規範を作るのにはふさわしいが、指導原理を作るには適していないのである。この点を無視して審議会があたかも純學術団体であるかのように考えて、これに指導原理を作らせようとするのは無理な注文といわなければならない。<sup>(4)</sup>

会計に関する制度の改廃にあたって、会計学者がその審議に参加して専門家として意見をのべることは必要である。しかし制度が決まった段階では、その枠内で法令に規定されていない具体的な基準を示して実務を指導することが、同様に必要である。それを法令追隨主義などと非難するのはおかしい。制度会計と会計理論とは別であることを知らなければならない。

残念なことに「修正案」は、いまなお確定されることなく棚ざらしの状態にある。それは商法改正がおくれているためである。しかし一部の強い反対にもかかわらず、「修正案」は会計学界および実務界にかなり浸透している。それは社会が指導原理とは別に会計実践の指針を求めていることを証明するものといえよう。

(1) 「修正案」の概要については、拙稿「企業会計原則修正案の解説(1)〜(5)」、産業経理、一九七〇年三月号〜五月

(45) 制度会計の課題

号、七月号および八月号を参照されたい。

(2) 黒沢清稿「会計理論と商法理論」、税経セミナー、一九七一年二月臨時増刊、八ページ。

(3) 江村稔稿「会計原則の法制化をめぐる諸問題」、企業会計、一九七二年六月号、二三ページ参照。

(4) 拙稿「企業会計原則修正案のゆくえ」、産業経理、一九七一年四月号、二一ページ。

#### 四 商法会計の展開

「修正案」が公表された後、法制審議会は「商法の一部を改正する法律案要綱」を決定した(昭四五・三・三〇)。(この「要綱」の中心は、もちろん株式会社<sup>(1)</sup>の監査制度についてであるが、これに関連して付屬明細書の改正(要綱第一〇)および中間配当の制度化(第一三)がはかられ、また長年の懸案であった商法総則の商業帳簿に関する画期的な改正も行なわれることになった(第一五)。そのほか「修正案」に盛り込まれた従属会社株式の評価について低価基準を適用しないことがそのまま受け入れられ(第一六)、さらに四六年三月八日に追加決定された事項の中には、法定準備金の資本組入に際して抱合増資を認めることも含まれている(第一七)。

これらはいずれも商法会計の重要なテーマであるが、中でも特に注目すべきは商業帳簿に関する規定の改正である。その主な改正点を拾ってみれば次のとおりである。

(1) 商業帳簿として新たに損益計算書が加わり、従来あった財産目録が廃止されたこと。

(2) 「商業帳簿の作成に関する規定の解釈については、公正な会計慣行を斟酌しなければならぬ」という包括規定が設けられたこと。

(3) 貸借対照表および損益計算書は会計帳簿にもとづいて作成しなければならぬとしたこと。

(4) 資産評価について原則として原価主義をとったこと。

簡単な説明を加えると、(1)は商業帳簿体系の近代化である。現行商法は商業帳簿として、いわゆる日記帳、財産目録および貸借対照表の三種を規定しており、その内容は陳腐化している。「要綱」はこれを改め、いわゆる日記帳を会計帳簿と呼び、開業財産目録および決算財産目録を廃止し、損益計算書を加えた。これによって伝統的な財産目録中心主義に終止符が打たれたといえよう。

(2)については前にちょっと触れたように、企業会計審

議会の要望が大幅に後退した形で採り入れられたのである。客観的にみて、それは当然であったと思う。「企業会計原則」は本来的に商法批判の機能をもっていなければならぬなどという意見が根強く残っている限り、そのような危険な要素を含む「企業会計原則」を法律が白紙委任の形で採り入れることはできないからである。

(3)は会計上の誘導法を採り入れたものであり、会計帳簿と決算(および開業)貸借対照表および損益計算書との有機的な関連が明文化されたことは歓迎されるべきである。

(4)は、資産評価について現行法の第三四条が原則として時価以下主義をとり、営業用の固定財産についてのみ原価差引減価主義を許容しているのに対し、重要な修正を加えた。「要綱」は流動資産、固定資産および金銭債権に分けて規定しており、流動資産については「その取得価額、製作価額または時価を付することを要す。但し時価が取得価額または製作価額より著しく低きときは、その価額が取得価額または製作価額まで回復すると認めらるる場合を除くのほか時価を付することを要す」としている。この但し書は現行の二八五条の二第一項但し書

と同じであるが、本文に「時価」が入っている。これは税法で最終仕入原価法が無条件で認められていることを考慮したためだといわれている。

固定資産については現行法の二八五条の三と全く同じであり、株式会社だけでなくすべての商人に原価差引減価主義を要求したものである。また金銭債権については「その債権額より取立つることあたわざる見込額を控除したる額を超ゆることを得ず」とされており、現行の二八五条の四第二項とは異なり、三四条一項の時価以下主義が維持されている。

以上が商業帳簿に関する修正点の骨子であるが、そのほかには計算書類付属明細書について、その記載事項および記載方法その他の様式は命令で定めることにし、しかもその記載事項は、現行の二九三条の五第二項に定める事項および財務諸表規則による財務諸表付属明細表の記載事項とおおむね同様とする、とされている。つまり付属明細書の内容が拡充されたのである。

また営業年度を一年とする会社に対し、定款の定めをもって一回に限り、中間配当を認めることにした。もちろん、それには債権者保護のために一定の条件が付され

(47) 制度会計の課題

ているが、これによって半年決算から一年決算に切りかえる会社が多くなるものと予想され、半年決算に伴う会計上の諸問題の解決に役立つだけでなく、次節でのべる連結財務諸表の制度化のためにも重要な意味をもつものといえる。

最後に、法定準備金の資本組入に際し抱合わせ増資を認めたことは、経済界のかねてからの要望にこたえたものである。従来も再評価積立金の資本組入の場合には抱合わせ増資が認められていたのに対し、商法上の準備金の資本組入にはこれが認められなかった。しかし昭和四八年三月三十一日には再評価積立金は存在しなくなり（それまでに取締役会が資本準備金への振替を決議しなくても、自動的に資本準備金とみなされる）、したがって資本組入法も同日付で失効するので、商法上の手当が必要になった。法定準備金の資本組入に際して抱合わせ増資を認めてもなんらの弊害も生じないであろう。むしろプラス効果のほうが大きい。その意味でこの改正は当然といつてよい。

(1) その内容については、山村忠平著「株式会社監査制度」(昭和四六年)に詳述されている。また会計の諸問題

をも含めて商法の立場から概説したものととして、矢沢惇著「商法改正の諸問題」(昭和四五年)がある。

(2) より詳しくは次を参照されたい。

拙稿「商業帳簿・計算書類と公正な会計慣行」、企業会計、一九七二年四月号。

拙稿「公正な会計慣行と会計原則」、産業経理、一九七〇年六月号。

田辺・中村「商法総則の改正(対談)」、産業経理、一九七〇年五月号。

## 五 証取法会計の展開

証取法会計の領域では、昭和四六年三月の証取法改正により営業年度一年の上場会社に対し新たに半期報告書の提出が義務づけられた(二四条の五)。この半期報告書の中心をなすのは、半期の経理状況を示す要約財務諸表である。

要約財務諸表は、要約貸借対照表と要約損益及び剰余金結合計算書から成る。これらは正規の決算財務諸表ではないから、科目は要約したものでよく、また金額も原則として百万円単位によることとされている。しかし前年同期(前年の上半期)および前事業年度の比較数字を

並記した三欄式でなければならぬ(有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令、一六条、第五号様式)。

このように表示様式については大蔵省令により規定されているが、要約財務諸表の中身をどうするか、すなわち作成基準については規定されていない。省令は単に「要約財務諸表作成のため採用した仮決算の整理計算手続の概要について説明すること」と定めているだけである。

半期報告書のための仮決算の基準、これはわが国の制度会計にとって全く新しい問題である。そこで企業会計審議会第一部会は大蔵省の要請をうけてこの作業を行ない、その結果を「半期報告書に記載される要約財務諸表の作成手続に関する試案」としてまとめた(四七年三月三十一日)。あえて「試案」のまま公表されたのは、その内容について、なお検討の余地があると考えられたからである。おおむね一年後に確定基準を作ることになっている。ここでは紙幅の関係で「試案」の内容に触れることはできないので、別稿を参照されたい。<sup>(1)</sup>

証取法会計におけるもう一つの問題は、連結財務諸表の制度化である。株式所有を通じて支配従属の関係にあ

る企業集団は、経済的には一つの組織体とみななければならない。その会計的な表現が連結財務諸表である。連結財務諸表は、グループを構成する会社の個別財務諸表を基礎にして、支配会社の投資勘定とこれに対応する従属会社の資本勘定、グループ会社相互間の債権債務、取引高および未実現利益の相殺除去など必要な調整を施して連結し、単一の組織体としての財政状態および経営成績を表示するものである。

連結財務諸表の制度化はアメリカが最も早く(Regulation S-X)、<sup>(2)</sup> 英国イギリスや西ドイツもそれぞれ会社法において制度化している。これに対しわが国では、その必要性は認識されていながら、まだ正式の制度とはなっておらず、昭和四六年の証取法改正により、ようやくその基礎がためをしたにすぎない(有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令、一五条二項)。しかし路線はすでに敷かれたのである。

企業会計審議会は、四六年六月に大蔵大臣に諮問をうけて以来、その制度化のための作業を進めており、その成果がまとまるのはそう遠くない。現在までに審議された事項などについては別稿を参照されたい。<sup>(3)</sup>

(1) 拙稿「要約財務諸表の作成手続試案について」、税経通信、一九七二年六月号。

(2) 拙稿「連結財務諸表の制度化」、企業会計、一九七一年一〇月号。

(3) 拙稿「連結財務諸表の諸問題」、会計人コース、一九七二年九月号。  
拙稿「連結調整勘定の是非」、税経通信、一九七二年一月号。

## 六 むすび

以上において、わが国の制度会計が当面しているいくつかの問題についてのべた。「企業会計原則修正案」、商法改正案、半期報告書のための仮決算の基準、連結財務諸表がそれであるが、いずれもまだ未確定の状態にあり、しかも情勢は流動的であるから、その確定の時期や内容を断定することはできない。しかし制度会計が企業会計の重要な部分を占めている限り、われわれはそれらの動向に注目していなければならない。

それだけではない。わが国の制度会計を研究する上で外国の制度会計の研究を怠ることはできない。昭和三七年の商法改正に際しては西ドイツの株式法改正政府草案(一九六〇年)が参考にされたし、半期報告書もかつてアメリカで行なわれていたセミ・アニユアル・リポートの制度を参考にしている。連結財務諸表についても米英独の制度を参考にしながら制度化の準備をすすめている。特にアメリカのSECは企業の財務内容の開示について従来から積極的な態度をとっており、開示の拡大をはかっている。そしてこれは他の諸国の開示制度にも大きな影響を与えている。したがってわが国でも、いずれは事業部門別損益報告(ine of business reporting)、資金運用表(source and application of funds)、四半期報告書(quarterly statements)などが証取法会計の問題とされるようになるであろう。

(一橋大学教授)